

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成27年12月17日
開会時刻	午後2時19分
閉会時刻	午後2時50分
出席委員名	◎藤原清史 ○楠木宏彦 上村和生 北村 勝
	辻 孝記 吉岡勝裕 品川幸久 上田修一
	中村豊治
	中山裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	中野 諭
協議案件	J T跡地の活用に係る要望について
	市発注の杭基礎工事に関する調査について《報告案件》
説明者	健康福祉部長、健康福祉部次長、こども課長
	産業観光部長、商工労政課長
	都市整備部長、都市整備部次長、建築住宅課長
	ほか関係参与

協議結果並びに経過

藤原委員長開会を宣言し、直ちに会議に入り、「J T跡地の活用に係る要望について」及び「市発注の杭基礎工事に関する調査について」の説明を当局から受け、若干の質疑ののち聞きおくことと決定し協議会を閉会した。

その概要については次のとおりでした。

開会 午後2時19分

◎藤原清史委員長

ただいまから、教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は「J T跡地の活用に係る要望について」及び通知にはありませんが、報告案件として「市発注の杭基礎工事に関する調査について」の2件であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら行いたいと思いますので、よろしく願います。

【J T跡地の活用に係る要望について】

◎藤原清史委員長

それでは、「J T跡地の活用に係る要望について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

本日は、大変御多忙の中、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきまして、ありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、ただいま委員長御案内のとおり、「J T跡地の活用に係る要望について」外、報告案件1件でございます。

両案件とも資料の配付が遅くなりましたことお詫びを申し上げます。

詳細につきましては、担当課のほうから御説明を申し上げますので、何とぞよろしく御

協議いただきますようお願いを申し上げます

◎藤原清史委員長

こども課長。

●藤原こども課長

それでは「J T跡地の活用に係る要望について」御説明を申し上げます。

お手元の資料「J T跡地の活用に係る要望について」を御高覧ください。資料につきましては、本日午前で開催されました産業建設委員協議会における資料と共通となっております。

まず、J T跡地と申しますのは、お手元の資料の位置図で赤色に着色してある場所で、常磐2丁目1332番、浦の橋商店街の北側、保育所及び子育て支援センターきらら館の西隣にありました、日本たばこ産業株式会社伊勢営業所が撤退し、建物の取り壊しも既に終わり、現在は更地となっているところでございます。

当該地につきましては、4の経緯にございますように「三世代交流のモデル地区づくり」の第1次事業として、平成19年4月に官主導によりきらら館が整備され、第2次事業以降につきましては、民間活力の導入を図りつつ官民一体になって取り組むこととされております。

なお、市といたしましては、保育所・子育て支援センターきらら館の園庭及び駐車場拡張のため、当該地の一部を取得いたしたいと考えているところでございます。

きらら館におきましては、保育所の利用希望が多く、今年度から定員を60名から75名に増員したところですが、園庭が狭小であることから、園児の保育環境を向上させるために園庭を拡張したいと考えております。

また子育て支援センターの利用者も多く、年間80日程度実施している子育て講座や、行事がある日などには、慢性的に駐車場が満車となっていることから、駐車場についても拡張し、気軽に子育て世帯が交流できる場として、利用者の利便性を向上したいと考えております。

そのような中で、今般の日本たばこ産業株式会社の撤退、土地売却の意向を受けて、TMOの後継機関とも言うべき伊勢市中心市街地活性化協議会が中心となり、当該地活用について検討を進めてまいりました。

そして、協議会にJ T用地活用事業専門委員会を設置し、民間活力の導入を図るべく、J T用地活用事業について公募を行い、去る12月3日、応募のあった4社によるプレゼンテーションを実施し審査の結果、ダイワハウス工業株式会社による事業提案が選考されました。

これに伴い、同協議会から市に対し、去る12月10日、2に記載の当該土地の購入、事業者への売却及び特定施設入居者生活介護整備枠110床分の配分に関する要望書が提出されたものでございます。

当該用地につきましては、日本たばこ産業株式会社としては、市に優先的に売却の意向をお持ちですが、仮に市が取得しない場合には入札に付すこと、また用地の分割売却はしないと伺っております。

そうなりますと、市としてきらら館敷地の拡張のための用地確保ができなくなり、また、選出された提案事業が実施される保証がないということになります。

市といたしましては、きらら館敷地拡張用地の確保ができ、併せて、係る提案事業の推進が三世代交流のモデル地区づくり、ひいては中心市街地の活性化に寄与するものと考え、本要望を踏まえて、市による用地一括購入等及び特定施設入居者生活介護整備枠110床の配分について前向きに検討をいたしたいと考えているところでございます。

なお、日本たばこ産業株式会社としましては、来年中には売却を完了したいと伺っております。

以上、J T跡地の活用に係る要望について、御報告申し上げます。

よろしくお含みおきくださいますよう、お願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員

少し確認で聞かせていただきたいと思います。先ほども産業建設委員会の中で少し説明をしていただいておりますけれども、出ていなかったことについて、今少し聞かせていただきたいと思います。

先ほど、市が一括取得する理由ということで、きらら館をもうちょっと拡張したいということで理由をいただいております。私も息子と何回か行かせてもらったことがあるんですけども、やはり駐車場が狭いとかですね、園庭が狭いというのは十分理解できます。それで、定員もふやしているということについては、理解をしたいと思うんですけども、J Tからは、その分だけは、分割をして売ってはくれないということで聞かせていただきました。以前ここを譲っていただいたときもですね、J Tさんにはお願いをしてというか、譲っていただいた経緯もありますので、その辺は尊重をしたいかなとは思っているのですが、一つだけ聞かせていただきたいのは、平成27年に、ことしですね、J Tのほうから土地買取希望申出書が市に出たということなんですけれども、その中身を、先ほど来年中には何とかしてもらえたらという話がありましたけれども、話せる範囲内で結構ですので、その申出書の中身を少し披露していただけないでしょうか。

◎藤原清史委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

J Tから出されました土地買取希望申出書でございますけれども、こちらは本年6月10日に申し出がなされております。申し出があったのは東京都港区虎ノ門2丁目2番1号、日本たばこ産業株式会社代表取締役、小泉光臣様の名前で出されております。所在につきましては、先ほど説明にもありましたけれども伊勢市常磐2丁目1332番地、地目宅地、地籍は3852平方メートルということで、買い取りの希望価格につきましては、不動産鑑定評

価等によって決定をしていくと、そういうことでなっております。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡委員

わかりました。その際に、できれば先ほど説明もありましたように、市で買っていただけたらということで、買っていただけないのであれば入札ということで、売却もしてしまいたいということで先ほど説明もあったのですが、わかりました、すいません、以上で終わらせてもらいます。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

品川委員。

○品川委員

私はやられることは、別に悪いとは思ってないです。当然、中心市街地の活性化協議会さんのもとでというので、この間、商工会議所さんと議員の懇親会があったときにプロポーザルに入るような話も少しお聞きをしました。

今回出されたのはね、もうプロポーザルの結果が出てから、さあどうするんやというようところで出されたと思うんですけども、本来ならね、中心市街地活性化のほうの協議会のほうには、市の方も入っておられると思うんで、その前にね、こういうふうなことで進もうと思っておるんやというようなことが、できたら協議会のほうにかけていただいて、実はこういうところが決まったんですと言うたほうが、私らとしては、ごくっど飲み込みやすいんですけど、まだ買うか買わへんかわからへんのに、ここは決まったと言うて出されるのは、ちょっといかがかなと思うんですけど、その点だれか答えられる人がおったら教えてください。

◎藤原清史委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

御意見ありがとうございます。

おっしゃる意味をしっかりと受け止めながら、これから進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましては、この程度で終わります。

【市発注の杭基礎工事に関する調査について】

◎藤原清史委員長

続いて報告案件に入ります。

市発注の杭基礎工事に関する調査についての報告をお願いします。

建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

一昨日、議会に資料提供させていただきました「市発注の杭基礎工事に関する調査について」の内容につきまして御説明いたします。

今般、旭化成建材株式会社の杭データ流用が問題となり、その後、旭化成建材株式会社以外の杭施工業者においても電流計データの流用があったということが公表されております。

このように、杭施工に対する信頼を損ねる事実が明らかにされるなか、市でも、市有施設の安全性に対する市民の不安を払拭するため、旭化成建材株式会社の関与の有無に関わらず、市が発注した工事に関し、杭の施工データの確認調査を行いました。

調査の対象は、市が過去10年間に発注しました工事で、既製杭を施工した21件の工事について調査を行いました。

調査は、11月13日から市が保管する工事関係書類によりまして、市職員が杭の施工データの確認を行いましたところ、12月初旬にデータを流用している形跡のある杭が判明してまいりました。

調査手順といたしましては、各工事の杭施工報告書において電流計の記録等を突合せ、データの流用がないか確認し、データ流用の形跡があった場合は、杭施工業者に対し、確認を行いました。

調査の結果につきましては、表に記載しております5件の工事におきまして、データ流用の形跡があったため、杭施工業者に対し問い合わせを行いましたところ、杭施工業者が流用を認めてまいりました。

データ流用の原因につきましては、杭施工業者から聞き取りした内容を記載させていただいております。

この調査で、杭データの流用がありました5件の工事につきまして、国土交通省からの「くいの到達を確認する方法」これにより検証を行いました。

五十鈴中学校を除く4件の工事につきましては、設計段階の地盤調査と杭工事着手時の試験堀によりまして、支持層が概ね平坦であることが把握できます。このことから、データ流用があった杭の直近で施工されましたデータ流用していない杭の施工記録によりまして、データ流用のあった杭位置にある支持層の深さを確認しました。

これに加えまして、杭の材料検収や施工の写真等によりまして、杭の到達深さを確認

しまして、杭が支持層に適正に到達しているということを判断させていただきました。

次に、五十鈴中学校につきましては、設計段階の地盤調査と杭工事着手時の試験掘によりまして、敷地全体の支持層の傾斜を把握することができました。

このことから、データ流用があった杭の直近で施工されましたデータ流用していない杭の施工記録によりまして、データ流用のあった杭位置における支持層の深さを確認させていただきまして、これに加えまして、杭の材料検収や施工写真から、杭の到達深さを確認させていただきまして、杭が支持層に適正に達していることを判断させていただきました。

また、対象となりましたすべての建築物の現地調査を行いまして、ひび割れや沈下、そういのがまったくなく異常がないことについても確認させております。

以上のことから、建物の安全性に問題はないというふうな判断をさせていただきました。

2ページをごらんください。

これは、調査を行いました工事21件を用途別にまとめたものでございます。

調査の結果、網掛けをしております学校3件と庁舎関係1件とポンプ場1件の合計5件の工事で杭のデータ流用が確認されました。データの流用がありました杭の本数につきましては、合計で59本でございます。

これらの、データ流用の原因や杭の本数のほうを確認させていただきまして、杭業者に文書で回答を求めましたところ、12月14日に提出がございました。

このため、速やかに議会へ情報提供をさせていただくとともに、公表もさせていただいたところでございます。

建物の安全性に問題ないという判断はしておりますけれども、今後このようなことがないように監督・指導してまいりたいと考えております。

以上、市発注の杭基礎工事に関する調査につきまして御報告申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの報告につきましては、報告案件でございますが、御発言がありましたらお願いいたします。

辻委員。

○辻委員

少し聞かせていただきたいんですけれども、今回5件の部分がですね、ちょっと使われた流用された部分があるんだということで話があったわけですが、特に教民の関係からいきますと、この学校施設が3つ、3校舎あったということになると相当問題視をしなければならないのかなというふうに私は感じております。施工上の問題点、またデータの流用の問題点というのは、なかなか素人から見たらわからない部分がございますけれどもその辺のチェックというのは本来どこがするべきもんなんですか。

◎藤原清史委員長
建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

本来ですね、工事が終わりますと杭施工報告書というのを提出されます。それをですね、中身につきまして、チェックをまず監督員もですし、この建築工事の場合ですと、管理業務委託というのを発注させていただいております。そういったなかでチェックのほうをさせていただいておるといふうなことになります。

◎藤原清史委員長
辻委員。

○辻委員

わかりにくいかもしれませんが、行政的にはなかなかチェックをかけるというのは難しかったということで理解していいのか。

◎藤原清史委員長
建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

今回、こういったデータ流用の偽装というか、流用というのが発覚してまいりましたけれども、それまではですね、通常に真摯的にそういったデータを提出していただいておりますので、杭の本数分のデータがあるかとか、そういった内容につきましてはチェックさせていただいておりますけれども、波形の同じものがあるかというのは、つき合わせをしないとわかりませんものですから、そういったものはないということの中でチェックをさせてもらっておったというようなことでございます。

◎藤原清史委員長
辻委員。

○辻委員

そうすると行政的にチェックが甘かったというふうな理屈になってしまうんですけども、こういうことがあってはちょっと困るなというのは当然、特に今回いろいろ旭化成の関係が出てきたことによってですね、こういうことになったわけですけども、これ今あがっているのは10年間の部分ですけども、当然過去にもそういうことがあったんだろうというふうに、これは推測するわけございますけれども、そういうことがあっては今後もならんわけですので、その辺のチェック機能としての役割として、行政としても考えていかなければいけないというふうに私は思うんですが、その辺で今後対策としては、どのような、また、人的な体制とかですね、そんなのを含めて考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎藤原清史委員長
建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

これにつきましてはですね、全国的なことになっております。それと当然ですね、国のほうからの方針とかですね、そういったものもたぶん出てくるのではないかというふうに判断をしておるんですけども、それ以外にもですね、職員のほうにですね、監督をするものについて、指導とか、監督のほうを指導していきたいというふうに思っております。

それとですね、最近の工事につきましては、そういった流用というのをチェックさせていただいて、ないというような状況になってはいますが、今回データ流用がありましたのは、電流計というのを使ってですね、そういった記録用紙を提出しております。ただ、最近の工法としましては、そういった電流系の機械で紙を出すものではなくて、電流系の測定は当然行うのですが、その測定したものを機械の中にメモリーをしておりまして、後からその機械の中からプリントアウトして確認ができるというふうなふうに変ってきておりますので、今回もですね、電流計のデータを貼ってというような、そういったデータ管理といいますか、杭の施工管理というのが現在変わってきておるといふところもございます。

◎藤原清史委員長
辻委員。

○辻委員

その辺の技術はどんどん進歩されていると思いますので、その辺のところも真っ先に取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、午前中にも若干話が出ておりましたけれども、これのかかった費用負担の問題というのが出ておったと思いますが、午前中の産業建設委員会ではほとんど費用はかかっていないというふうなお話を受けましたが、これ先ほどもあったのですが、実際に人が動いていることを考えると費用負担は当然あるわけで、その費用負担はどこがもつのかとかですね、その辺のところはどのような形でとられたのか教えてください。

◎藤原清史委員長
建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

今回ですね、こういった形でデータ流用の件につきまして調査をさせていただきました。件数としては21件、そのうちの5件ということになります。

当然市の持っている建物が安全かどうかというチェックをするということは、市の職員の業務でもあるということで考えておりますので、今回こういった調査を市直営でさせていただいておるといふような形でございます。

◎藤原清史委員長
辻委員。

○辻委員

直営でされたということですが、直営であっても、午前中もちょっと話があったんですが、金がかかっている、人件費がかかっているわけですし、調査するのに手間がかかっているということも含めますと、それなりのことは、やっぱり費用負担というのは求めていくべきだと思うんですが、今後そのようなことは考えておられますか。

◎藤原清史委員長
都市整備部長。

●中村都市整備部長

先ほども課長申し上げましたが、今回の場合、21件という対象を調査しております。そもそも調査になったのは全国的な旭化成建材の問題からなって、市の建物はどうだというような調査に入っております。したがって安全な施設も当然調査の中には入っているわけで、じゃあ安全やったから、例えばその安全な業者に負担してねという話にはならないと思いますので、これは市の責務において、そういう全国的な流れの中で、我々も自分の施設について、安全か安全でなかったかというような調査については、当たり前のことかなと、このようなことを思っています。たまたま残念ではありますが5件ほどという部分について、ですからこの5件についてだけ調査をしたわけではないということは御理解していただきたいなと思います。したがって今後、またこのようないろんな問題が出たときには、同じよう形で市の調査、これは我々の部局だけではありませんが、そのような調査には入るのかなと、こんなふうに考えております。

◎藤原清史委員長
辻委員。

○辻委員

わかりました。そうなってくると、元請けさんが下請けに発注する段階での問題が起こってくるというお話になってきますので、それ以上のことは言いませんけれども、選定、当然入札で決まることですので、なかなか難しい話にはなるかと思いますが、今回こういったデータが出たということは、一応こういう事業所に関してはですね、こういうことをやったことがあるというペナルティ的なことも含めてですね、今後入札の中でも考えていかなければいけないところがあるのかなというふうには思うのですが、そのお考えというのはございますか。

◎藤原清史委員長
建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

今回ですね、流用が見つかったということで、その杭打ちの施工業者のほうから文書で回答をいただいています。

その中ではですね、施工業者のほうで、すべて流用をしたということで責任は自分のところにあるというような形で文書はいただいております。ただですね、元請けの業者にですね、まったくないかという、その辺についてもですね、問題はあるとは思いますが、ただしかしながらですね、先ほども言わせてもらいましたようにですね、これまでですね、そういった杭のデータ流用がなかったという中でですね、下請け、元請けの信頼がある中で、その下請けの杭打ち業者さんが出てきておる書類についてですね、全部つき合わせて調査して間違いがあるかないかという調査をするというのは、なかなか困難なところではないかということも考えますので、そうすると、やはり元請業者の責任がどこまでというのは、ちょっとまだ明白ではないというようなところもあります。

それと、今現在ですね、まだこの流用した件数の5件につきまして、こういうものがありましたという調査の終了段階です。この建物につきましてですね、今後は県のほうから施工業者のほうにこの流用に関して報告をする必要が出てきます。ですので、まだこの調査というか、これはまだ進行中ということもありましてですね、まだ今のところそういった処分というようなどころについては考えておりません。

◎藤原清史委員長

辻委員。

○辻委員

先ほど来の説明を受けてですね、今後もあるんだということで、今後どのような形でチェックがかかってくるかというのは、まだわからないというふうになるんですか。

◎藤原清史委員長

建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

チェックといいますか県からのですが、県のほうはですね、建築基準法の関係で報告をするということになりますので、県からですね、まだ内容のほうはちょっとはつきりわかりませんが、この報道された日にですね、その元請業者さんのほうに通知がいつているということは聞いております。1月初旬辺りまでに、その報告書を提出するようというような文書を送付したということだけは聞かせていただいております。

◎藤原清史委員長

辻委員。

○辻委員

わかりました。その辺のことも含めてお願いしたいと思います。

やっぱり学校施設が3つもあるということになりますと、南海トラフ巨大地震の関係も、危険視されている段階でございますのでね、避難所にもなるところでございますから、その辺しっかりとですね、今後対策も含めてですが、やっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございませんか。

品川委員。

○品川委員

今ちょっと話をされたんですけどね、元請けさんのほうが、下に任せたところの杭なんかは確認することが難しいというような話をされたんですけどね、お宅らこれで、厚生中学校でも221本のデータを見てやられたんで、そういうふうな話はね、なんかさっきから聞いておると、午前中の産業建設委員会も聞いておったんですけどね、なんか市が悪いみたいなね、市が一生懸命調べて安全ですよというんじゃないで、もともとの原因は業者にあるわけでしょ。本来ならお宅ら冒頭にこういうことが発覚したんで、そちらのほうには私どものほうから厳しく文句を言うたということから始めんとですね、お宅らが調べて、これは安全やったんでよかったですよみたいな話をずっとされておるわけやないですか。別にこの杭がどうのこうのじゃなくてね、それは、数年前はこういうふうな杭もなくて、昔やったら木の杭を打っておった時代もあってですね、この中に伊勢病院なんか載っておるけど、伊勢病院はあんだけ下がっておるんやで、そこの古いほうの伊勢病院を調べたらどんだけのデータになってくるかわかりませんよ。だから工法も変わって、やっておるんやで、それで安全性をとっておるんやで、そこのところは、僕は、文句は言わんけど、ただ、こういうふうな杭を打ったときにデータを提出しなさいよというところに、実は改ざんがあったというところが一番大事な問題で、そういうことでしょ、そこのところを話せんとね、やっぱり市が調べたら、平らなところに杭があって、データを見たらこれは安全ですと、そやけどそれで市民が本当に納得するかなというところがあります。

実は昨日も電話がかかってきました。その人らは、今言うた、お宅らの頭の中に入っておる安全性というのはわからないわけですよ。ただ、その人らが言うたのは、市はそんなところを2度と使うなというふうなことですね、学校施設なんかは、そういうことでしょ。元請けさんは元請けさんの中で、下のほうと契約を結んでやるわけなんやで、お宅らの話しもわからんでもないですけど、普通の市民から見たら嘘つかれた、そういうことだけの話なんですよ。そういうところを市はちゃんとやってかなあかんのと違うかというふうなことですね。

これから、先ほどちょっと辻委員のほうからペナルティの話も出ていましたけれども、それ以前にお宅らがきっちりしたものを出してくれるんやろなということの、業者とのしっかりとした信頼関係も大事やろし、そういうことはきっちりやっていきますと言うんで、本来これが出されたのはね、改ざんがあったということで、僕はもう本来ならこれ別に出

さんだほうが良かったかなと思うんですよ。そやけど一応新聞にも載って、そして市民の知ることになった、今全国的に問題になっていますよね。これどんどん大きな問題で、どうやって火を消すのかなというときに、実は伊勢もこんなんありました。安全は確認しましたよ、だけでええのかな。やっぱり発注時に安心安全なものを目標としてつくるというのは市の義務ということもしっかり含めてやってもらわんと、自分のところ調べたらこんなん出ましたよ。向こうに確認したら、すいません、流用してましたという、これ本来おかしい話ですよ、市が調べてわざわざ業者に聞いたら、ごめんな、流用しとったんではという、そんなね、普通やったらそこで頭にきますよね、どんなことをしてくれたんやというふうな話になるんで。

産建のときにも出ていましたけれども、特に学校施設については、教育長がお見えなんでね、皆さんにわかるようにね、説明をしてあげてください。これ普通の人聞いてもなかなか納得ができない話ですよ。たぶん先生らが子供らに言うて、父兄呼んで話してもどうなっておるのかなと、よくわからん話なんで、もうがさがさと地域のほうでも騒いでいる方もたくさんおるんで、それはもうできるだけね、よろしくお願いをしたいと思います。答弁結構です。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願います案件は終わりましたので、

これをもちまして協議会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時50分